

令和6年度 第1回

「松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会議事録」

松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会事務局

令和6年度

第1回松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

次 第

日時 令和7年7月18日（木）
午後1時30分から
場所 松本市役所 議員協議会室
（東庁舎3階）

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 役員選出

6 会議事項

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 令和5年度事業実績 | 資料1、別冊1 |
| (2) 松本市の状況について | 資料2-1、2-2、2-3、2-4 |
| (3) 令和6年度事業計画(案) | 資料3 |
| (4) 松本市高齢者虐待対応マニュアル | 別冊2 |
| (5) 松本市障害者虐待対応マニュアル | 別冊3 |

7 意見交換 別紙1

8 その他

松本市高齢者虐待対応マニュアルの改定について 別冊4

9 閉会

(1 開会)

事務局 午後1時30分、開会を宣言した。(委員21人のうち18名の参加があり、協議会設置要綱第5条第2項に基づき、会議は成立した)

(2 委嘱状交付)

事務局 協議会設置要綱第3条に基づき、任期満了に伴い委員に対し委嘱状を机上に交付したことを説明した。

(3 あいさつ)

健康福祉部長 あいさつをした。

(4 自己紹介)

自己紹介をした。

(5 役員選出)

事務局 協議会設置要綱第3条第3項に基づき、委員の互選によるものとなっていることを説明し立候補・推薦ともなかったため、会長を松塩安筑老人福祉施設組合の「片倉委員」、副会長を中信社会福祉協会の「丸山委員」とする事務局案を提示し、委員から承認を得た。

協議会設置要綱第5条に基づき会長が議長となり、会長と副会長があいさつをした。

会長

令和6年度松本市高齢者障害者虐待防止ネットワーク協議会として初めての会議となります。委員期間満了に伴い、継続して委員になられた方、新たに委員になられた方がいらっしゃいますが、虐待問題の情報を共有化し、迅速な対応がとれるよう一層のネットワーク化を進めていきたいと思っております。高齢者や障がい者の虐待問題もたくさん増えております。私の働いている施設はセーフティーネットの中のセーフティネットを担うということが一つの役割だと考えて日々対応させていただいております。現在短期入所は枠越えし、その中の5名が虐待で緊急的に保護されてご利用されています。そんな現実、虐待の問題を抱えながら日々業務の方をさせていただいております。虐待を未然に防ぐことや早期発見、虐待を小さな芽のうちに積むことをどのように行っていけばいいのか、私達が考えなければいけない課題だと思っております。本日の議題の通報の壁が高いというところで、皆さんからはどう低くしていくのかというご意見をいただくことになると思います。本日はよろしくお願いいたします。

副会長

今年度初めての委員となります。皆さんにいろいろ教えていただきながら努めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。私は日常の中では施設の管理をしております。地域での様々な問題や、実際の福祉の現場、施設の中では人手不足の中どう職員を育てていくかということが大

きな問題になっています。いろいろなことを教えていただきながらやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(6 会議事項)

議長 会議事項(1)令和5年度事業実績、(2)松本市の状況についての説明を求めた。

事務局 資料1、別冊1に基づき、令和5年度事業実績について説明、報告した。

事務局 資料2-1、2-2に基づき、松本市の状況（高齢者）について説明した。

事務局 資料2-3、2-4に基づき、松本市の状況（障がい者）について説明した。

議長 意見、質問等があるか確認した。

委員 虐待の通報について確認状況の件数がまとめられていますが、高齢者の令和5年度は96件で前年度に比べると若干通報数は少ないですけれども、虐待ではないという件数が23件と増えています。それまでの4年間の傾向を見ると、ここだけ全体の約4分の1相当が虐待ではないというふうに数字が上がっているのは、どうしてなのかと思うところです。虐待に近い行為があって行政が関わっていて、よく確認をしてみると、虐待という認定はしていないけれども虐待の疑いがあるというケースが非常に多いと現場レベルでは感じています。そういう意味で言うと、虐待の認定という形が甘くカウントされているのではないか、あるいは虐待と疑わしいけれども認定しきれていないのではないかということがちょっと想像されます。現場の皆さんは、非常に一生懸命に多忙な中でやってくださっていて、現実問題として手が回らないところがあるかと思っています。その中でもきちんとした適切な判断のものの数字であればいいと思いますが、認定が異なってきているのではないかということが心配されますので、もう少し実態を説明していただけたらと思います。

事務局 組織として適切には判断しておりますが、今回は夫婦喧嘩の通報が多かったということがあります。65歳同士のご夫婦ということで通報されてきますが、養護・被養護の関係ではなくお互いに自立している夫婦について、夫婦喧嘩やDVで高齢者虐待に準じた対応というのもあります。基本的には高齢者虐待として認定しないとなっているため、この件数の状況になっております。

委員 ありがとうございます。今言いましたような現場レベルでの思いがあるので引き続き厳正に対応していただけたらと思います。

議長 その他意見、質問等がないことを確認した。

引き続き、会議事項(3)令和6年度事業計画の説明を求めた。

事務局 資料3に基づき、令和6年度事業計画について説明した。

議長 意見、質問等がないことを確認し、委員から承認を得た。
引き続き、会議事項(4)松本市高齢者虐待対応マニュアル、(5)松本市障害者虐待対応マニュアルの説明を求めた。

事務局 別冊2に基づき、松本市高齢者虐待対応マニュアルについて説明した。

事務局 別冊3に基づき、松本市障害者虐待対応マニュアルについて説明した。

議長 意見、質問等がないことを確認した。

(7 意見交換)

議長 虐待防止の啓発について、相談・通報の垣根を下げるために、どのような言葉や啓発活動方法が良いと考えられるか、また、今後各団体で啓発活動に関してご協力いただける方法について、各委員から意見を求めた。

委員 テーマを読ませていただいて、実際に垣根は高いのでしょうか。自分の立場では、これは虐待じゃないかと言えますが、他の施設の方とかはなかなか言いづらいというのが現状なのではないでしょうか。

事務局 垣根が高いというのは、どちらかといいますと一般の市民の方のお話で、市民の方や現場で実際に関わられている事業所の担当者の方は、虐待かもしれないと気づいたとしても、ご本人様との関係性などがあるので、これを虐待と通報してもいいのか、ただの喧嘩なのではないかと迷いが生じます。通報という言葉がちょっと強いところもありまして、今の段階ならまだいいかなとなって通報に繋がらないということも現実にあるので、今回このテーマにさせていただきます。

委員 一般の人がどういうふうに通報するのかというのは、学校でのいじめとかもそうですけど、これはただの喧嘩だなと流して見逃すのも一緒ではないかと聞いていて思いました。いずれにしろ、いろいろなところでそのサインを見逃したら何が起きるのかということをやより多く周知していくこと、事例などそういうものも大事だと思いました。

委員 例えば、紙面を使って記事にいただいたり広告欄のところを利用させていただくとか、あとラジオの番組の中で周知をしたりすると知らない人にも少しでも伝わって良いのではないかと思います。あと虐待周知チラシのところにQRコードのようなものをつけて、相談を直接送れるようなシステムを作るのもいいのではないかと思います。

委員

「かかりつけ薬局を作りましょう」という活動をしています。活動の目的としていろいろある中で、薬局の薬剤師と共同体の一員のような関係を患者さんと作っていくということが大事だと思っていて、関係性としてより共同体の一員で密接な関係を築いていくことを目標にしております。そういった関係性を築くことで、相談してもらったり、家に配達するときにそういったことの形跡を見たりとか、それが遠回りでも結局重要なのではないかと考えて活動を続けております。

委員

周知啓発の取り組みをどのような言葉で伝えていくといいかということで、去年の勉強会の感想に、虐待防止法の目的で、虐待されている人を助けることだけではなく虐待をしてしまう人も支援をするということが一つの大事なことであり、自分が通報をしたことで虐待している人を責めるのではなく、虐待する多くの人は介護を1人で背負い込んで苦しんでいて、もしかしたら一番つらいかもしれない人に手を差し伸べることであり、そういう人たちを支援することだとわかったから通報していいんだと思ったという言葉がありとても印象に残った。やはりそういった側面があるということは伝えていただけると、住民の方にも懲らしめるための通報じゃないことをご理解いただけるのかなと感じました。

委員

現場感覚で言うと、ご家族やご親族が直接通報するということは、非常に困難か、あるいはよっぽど差し迫った状況ではないかと思います。そして、少なくとも何かしらの介護保険サービスや障がい者サービス、民生委員の見守りなどがある状況で、どなたかと繋がっているケースが大半ではないかと思います。そうして関わっていらっしゃる方が、通報について二の足を踏む、あるいはちょっとこうなっていると相談するけれどもそれが通報としてはキャッチされていないということはあると考えます。実際に、ちょっとおかしいねと現場の支援の中で感じる部分はたくさんあって、そこをきちんと行政の方とシェアすることに力を入れることによって、心配事は支援者のところにまず相談しましょうとなり、直接通報するよりも、支援者としつかりとしたチームを組むというような取り組みに力を入れる方がむしろ早いのかなと思いました。

委員

日頃から虐待について意識している専門職と違って一般の市民の方というのは、おそらく虐待についてテレビの報道などで話題にならない限りあまり意識することがないのではないかと思います。虐待周知チラシとかを、毎月回ってくる回覧板などで開いたら目につくみたいに、毎月必ず目に入ってくると少し意識をするのではないかと思います。また、地域包括支援センターの方が初回訪問のときにこのチラシをご利用者さんにお渡しするのを見ていて、介護支援専門員も訪問の初回や介護度が上がったときなどに、ご家族の方に向けて、ご家族だけでなく周りに気になる方がいらっしゃったら訪問したときにちょっと相談してくださいねという一言が気軽に言えて、ご家

族の方にも意識していただけるきっかけに繋がればいいと思いました。

委員

施設としては、身体的虐待などを行わないように勉強会を毎年行っていて、勉強したことを守って暮らせるようにするとしています。利用者さんでは、身体的虐待のケースで入所するよりも、ネグレクトや経済的虐待というケースがあって、ご家族の方に説明してもご理解いただけなかったり、連絡を取ろうと思っても電話に出てもらえなかったりすることなどがあり問題になっています。どうしたらいいかということをまたご教授いただければと思っています。

委員

虐待防止委員会を作りまして、職員の研修についてもチェックリストを使い、各事業所がどのような状況になっているかを把握しながら研修会をやることで、虐待防止ということに今年度も更に力を入れていくことになると思います。一般の方はどうしてもそこまで触れない人が多いものですから、そこは課題なのかなと思います。あと啓発の関係は、やはり地道にやっていかなきゃいけないと私も感じていて、やめてしまうと虐待っていうのは浸透していかないので、虐待周知チラシの件もありましたが、引き続き行っていくことだと思います。また、標語か何かキャッチフレーズみたいなものがあれば、もう少し市民の方にも関心を持っていただけるようになるかなと思います。

委員

1ヶ月に一度か、何か相談があった場合に訪問しています。虐待等の問題に対しても相談相手として話はできますが、その後の対応は地域包括支援センターや地区生活支援員さん、行政等と共有しながらであり、相談相手として伝達をしていくことが役目だと思っています。毎年虐待周知チラシを作っていただきますので、それを訪問した時に必ず配布して虐待について話をし、何かあったら話してくださいというような形で住民の方へ伝えています。各地区で毎月1回定例会があり、会長会もありますので、虐待等の問題を相談したり、疑問点があった場合には、その会議でも話し合いをしたいと相談をかけて会長含めいろいろ話し合いをしたりしていて、解決方法を見つけることはできないかもしれないですけど、そういう事例もありますよということで周知をしております。いずれにしても、訪問して話し合いながら何かの事情から情報を得たりとか、近隣住民の方たちの情報を訪問した時に話をしていくことが主なので、虐待の問題に対しては解決できるのであればいいですが、なかなか解決できない場合は先ほど言ったように行政あるいは地域包括支援センター、あるいは地区生活支援員の方たちが対応したり、あるいは町会の問題になってくれば会議等を開いて話し合っていくのが良いのではないかと考えています。

委員

私は具体的な経験がございませんので一般論になりますけれども、保健医療福祉等に携わる方は、虐待を発見しやすい立場でもございますので引き続き教育訓練等の充実を図っていくことが重要だと思います。また、虐待の防

止あるいは早期発見早期対応に繋がるため、一般市民に対しまして、セミナー研修会講演会等の開催により、虐待防止に関する知識の普及啓発を行っていくことも重要と思います。講演会等の終了後にアンケート調査をやってもらえますけど、理解度、効果を詳しく検証できる内容としていただいて、今後の周知啓発の方向性に役立てていただければいいのかなと思います。これまでの取り組みが形骸化していると感じられておるようですが、地道な取り組みではあります、関係の皆さんが継続した取り組みを行うことが何よりも大切なことではないかと思います。最後に、相談員が相談に応じる機会がございますので、具体的な相談の中で懸念される事項がありましたら、関係機関をご紹介しますなど、しかるべき対応をしてまいりたいと思います。

委員

自分としては、相談を通じて法律問題や家族の問題などあればアドバイスをしてこういうところに相談してみたらどうですかということでハードルは無いかなと思っていますが、特に今回は一般の方はちょっとハードルが高いのではないかなというテーマだと理解しています。やはり言葉の問題も大きいかなと思ひまして、虐待という言葉は私もかなり強い言葉だと思います。通報という言葉もかなり一般人の方からするとチクるとかそういうイメージがあると思います。企業でも通報するという言葉をなるべく避けて広く意見を取り寄せるとかそういう考え方がありますが、やはり虐待とか通報という言葉はかなり一般の方からするとハードルが高くなる印象があります。じゃあどうすればいいのかという話ですが、私も虐待周知チラシはよくできていると思ひまして、相談という言葉とか使いながら広くやってくださいとか気づきとかで虐待って言葉をうまく言い換えたりしながら作っているの、こういうチラシとかでももう少し入口的なことで通報してもいいんだよと。だからと言って先ほど言った夫婦喧嘩みたいなものを何でも相談されてもとは思ひますが、うまくポスターとかを市民の方向けにわかりやすく早く吸収できるように活用をしていけないかと思っています。現時点では、このチラシをどんどん配布することで、困っている方が見れば相談していいんだというように捉えていただけるのではないかと思ひております。

委員

このテーマの中で、形骸化しているのではないかと感じているということがありましたけれど、形骸化と捉えなくても大丈夫かなと思ひました。虐待防止ということ自体が地道な活動で徐々に普及していくものでいいのではないかと思ひます。形骸化、マンネリ化というような、そういう評価もある一方で、繰り返し継続して行うということに意味があると思ひます。私の感想ですけれども、虐待に対する認識もひと昔前よりは一般の人にも普及していると思ひますので、地道な活動を続けていけばいいのではないかと思ひます。具体的なアイデアとなるとやはり難しいですが、私が思つたことは、児童虐待の防止キャンペーンというのが毎年あり、こども家庭庁の方で標語の募集をやっています。私自身の体験で恐縮ですが、学校の美術の授業でポスターを制作するという授業がありまして、その内容が交通安全の啓発を目的としたポスターを作りましょうということで、自分でアイデアを出しながら作品

を書いて展示して、良い作品は表彰されるということもありましたので、そういったことも参考になるのではないかと思います。

委員

様々な相談を日々受けておりますが、虐待の事案は多くは経験しておりません。啓発というのはかなり難しく、どう浸透させるのかが大変だと思います。これまでのものが形骸化しているとの感想をもたれているということですが、やはりどれだけ目に入るか、意識していただく機会を作るかということが大切だと思います。とにかく続けていくことが大切ではないかと思います。

委員

20年前に比べればだいぶ間口が広がってきて虐待の通報件数は増えており、皆さんの地道な活動のおかげだと考えております。自分の立場としては、最悪の事態を防ぎたいということが一番の願いであります。最悪の事態にならないように待ちの姿勢ではなく攻めの姿勢でしていただければと思います。また、他の委員からお話があったようにQRコードをつけて、申し込みを受けたら市から民生委員さんとかいろんな方に依頼をして訪問して話を聞くとかができればと思います。これだけたくさん詐欺に気をつけてくださいと言っても連日詐欺に遭う状況があり、周知啓発が非常に難しいということとはすごく肌で感じておりますが、これこそ地道にやるしかないと思っていますので、今まで通りの方法であっても毎年毎年何か新しい政策というのを考えていけば、より良いものになっていくのではないかと思います。一緒に協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

救急隊には、搬送する中で虐待等の兆候が見られた場合には医師や看護師に申し送るようにと周知徹底をしております。今年勉強会などで、こういったものが虐待のサインだということを周知していきたいと思います。いただいた虐待周知チラシも全職員の目に触れるように回覧して、周知啓発に取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員

主に経済的な部分のトラブルで、高齢者からの相談が多い状況にあります。相談は本人からもありますが、地域包括支援センターの職員さんやケアマネジャーさんが訪問したときに異変を感じて相談をしてくださることもあります。相談員が家族などにも状況を聞き取りながらトラブルの解消などお手伝いをしていますが、周知啓発の効果的なものということについてはかなり悩みながら取り組んでいます。先ほど他の委員からもありましたが、特殊詐欺の被害が連日報道されていますし、消費トラブルみたいなものも毎日のように報道されていまして、そういった悪質商法や契約トラブルに巻き込まれる方が多いということで私達も出前講座など取り組むようにしています。ここ数年は高齢者が集まる場、福祉ひろば事業とかそういったところだけではなく支援に携わる方ということでケアマネジャーや地域包括支援センターの職員などにもこういった出前講座がありますということをお知らせして、そういった方にも最近どんなトラブルが多いかということを知っていただくなど

しています。私達も効果的な周知啓発というのは何がいいのかと考えながら地道な取り組みではありますが続けているというような状況になります。

委員

在宅のサービスの場合、訪問先で危険な部分があったりすると、それを自分だけで止めてしまうことは大変危険なことで、できるだけチームのサポートの中で共有して、そこをキャッチしていただけるというのは一つの安心であります。施設のサービスで考えると虐待者を守るための仕組みということで、施設の中で白黒つけるのではなく、お伝えしてそれに関して意見をいただくことで解決できてより良い支援に繋がったことが実際に今までたくさんありました。施設としても、とにかく透明化、風通しということでやっているのです、そういう部分では悩む前にまず報告というような動きになっております。最近テレビでも虐待という言葉がすごく頻繁に聞かれるようになっていて、それが子供であったり、障がい者であったり、病院であったりして、そうすると、施設に来られた方々に大丈夫かと言われるようなことが増えています。そういう意味で見られている立場というところはあって、特別なことが報道として流れているところではありますが、そうじゃなくてもっと身近な問題だよってところを伝えていくのにはいいチャンスになっていると思います。例えばチラシにしても誰に伝えるかによって、一般の方たちはわかりやすいかもしれないけれども、そうじゃない当事者の皆さんはもうちょっとわかりやすい文の方が入りやすいのかなというイメージを持ちました。

委員

今皆さんのご意見を聞いている中で感じたことは、やっぱり人権を守ることだと思えます。僕らは人権を守る活動をしているわけですが、結局今の世の中は人権がないがしろにされている事件がいっぱいあります。でもそんな世の中駄目だよねということを、子供の頃からの教育の中でしっかり人権教育というものをやって、どんな人も生きる権利がしっかりあって、どんな人も差別のないサービスを受けられるということがみんなの常識のようになれば虐待といったものが減っていくのではないかと常に思っていました。皆さんのご意見を聞いていて、市民の方が、そういう虐待防止とかの関わりというところはやはりそのベースの教育の部分だと思います。ぜひ教育委員会等と相談して学校での人権教育ということをしかりやっていると、20年後30年後と気の長い話ですけどもみんなが住みやすい社会が生まれてくるのではないかと思います。本当に今の社会は人権がないがしろにされていることが多くて日々胸を痛めています。

議長

事務局からの意見を求めた。

事務局

数々のご提案や日々お考えになっていることをご発言いただきましてありがとうございます。私どもは少し周知活動が形骸化しているのではないかなというようなジレンマといいますか、モヤモヤした気持ちの中で行っている中で、そう考えるのではなく地道な活動の繰り返しの中でやっていくというような温かいお言葉をいただいたなというふうに思っております。いくつか

アイデア、ご提案をいただいておりますので今後の周知啓発活動の具体的な取り組みの中に活かしてまいりたいと思います。また何かご相談することになりましたら、協議会の方でご相談させていただいたり、ここにある団体様と連携をとりながら取り組んでいければと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

議長 たくさんのご意見をいただきありがとうございました。意見交換の中で出された意見については、今後の周知啓発活動に反映できるよう、本協議会でも引き続き取り扱っていければと思います。

（８ その他）

議長 松本市高齢者虐待対応マニュアルの改定について説明を求めた。

事務局 松本市高齢者虐待対応マニュアルの改定について説明した。
改定案はお持ち帰りいただき、意見があれば後日事務局にお寄せいただく。
いただいた意見をもとに今年度第２回目の協議会で承認をいただけるように修正を行う。

議長 他に意見等がないことを確認し、議事を終了した。

（９ 閉会）

事務局 閉会を宣言し、午後３時００分散会した。